

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年4月27日（水）13:30～14:10
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 田中 義恭 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

<事務局>

- 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 日向 弘基 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公設学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催したいと思います。

本日のテーマは、「公設学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について」ということで、文部科学省に御参加をいただいております。

資料につきましては、文部科学省から御提出をいただいております。扱いは公開という

ことでございます。また、議事要旨についても公開ということでございます。

それでは、冒頭、文部科学省から御説明をいただきまして、その後、先生方の質疑という流れでお願いをしたいと思います。

それでは、よろしければ八田先生から議事進行をよろしくお願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、早速、文部科学省から御説明をお願いいたします。

○田中参事官 文部科学省初等中等教育局参事官の田中でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の2ページ目、これは、公設民営学校制度の概要でございます。時間も限られますので、簡単にしか申し上げませんが、グローバル人材の育成や産業の国際競争力の強化などを可能にするために、通常、公立学校の管理というのは第三者に行わせることができないわけですが、これにつきまして、この特区におきましては、公立学校の管理を指定した法人に行わせることができる、このようにした特例でございます。詳細は省かせていただきます。

この特区に基づきまして、現在、2校の学校が指定されておりますので、この2校の現状につきまして、次に御説明申し上げます。

続きまして、3ページ目、1校目の大阪府立水都国際中学校・高等学校の現状でございます。

この学校は、2019年の4月に開校いたしました。※書きで書いていますが、この特区提案は大阪市から提案があったものでございますが、この4月から府立となっております。そう申しますのも、大阪府では、市立高校が元々20校以上あったのですが、それを全て一元化の観点から府立に移管するというので、この4月に、この水都国際も含めまして、全て市立の学校が府立に移管されました。したがって、現在は府立になっているという現状でございます。

これにつきましては、学校法人大阪YMCAが指定管理を受けておりまして、指定期間は10年でございますので、2029年の3月までの予定でございます。

所在地は大阪市の住之江区でございます。海のほうにございますけれども、現在、校舎は仮の状況でして、旧小学校の校舎を使っております。今、その隣に新校舎を建築中でございます。この夏以降に完成すると、そのようになっております。

生徒数でございますが、これはいわゆる中高一貫校でございます。中学校は1学年定員が80人ということで、1年生、2年生、3年生、このとおりでございます。4年目を迎えましたので、去年の3年生が高校の1年生のほうに、80名中72名が進学したという状況でございます。一方、高等学校のほうでも、中高一貫でございますが、半分の生徒、2クラス分、80人程度の生徒は外部進学という形で在籍しているというところでございます。

目的でございますけれども、国際社会でリーダーシップを発揮し、活躍するための英語

による優れたコミュニケーション能力の習得、国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じまして、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材、これを育てるということをごさいます。

特に水都国際の特徴といたしまして、国際バカロレアコース、右下の部分でございますけれども、2020年4月から始めてございます。この国際バカロレア、IBと我々は呼んでおりますけれども、国際的な高校卒業資格、大学入学資格でございます。批判的思考や幅広い知識、探究スキルなどを育成するプログラムでございます。特に、このIBの中でも、ディプロマ・プログラム、DPと呼んでいます。これは今申し上げましたように、国際的に通用する大学入学資格、つまり海外大学にも入学できるような資格となっております。

このDPにつきまして、あるいはバカロレアにつきましては、文部科学省としてもこの学校を増やしたいと思っております。今、全国で推進をしているところでして、そういった意味でこの水都国際にも取り組んでいただいていることを大変ありがたいと思っております。

このDP認定校に関して言いますと、現在、全国で58校ございまして、水都国際と同じ国公立ということ言いますと、国立は2校、また、公立につきましては、水都国際を含めまして9校あるという現状でございます。

卒業生の大学合格実績、高校から入った子たちが、この春卒業しましたが、それは御覧のとおりでございます。

続きまして、4ページ目、この水都国際中高は、開設時の構想として、この特区ワーキンググループヒアリングで、大阪、当時は市のほうで作成された資料と、現在の状況を簡単に整理させていただいております。

左側のほうが、ワーキングヒアリングでも御説明された提案時の構想でございますけれども、今回、公設民営ということで、民間法人が管理することによって人事制度が柔軟になると。特に外国人教員の配置が、これは別に公立学校でもできるのですが、公務員制度だと難しい主幹教諭などの幹部的な教諭以上の職種に任用できるということが特徴でありまして、また、能力や実績のある外国人等に対して、給与の優遇措置が可能だと。それによって優秀な教員を集めたいと、そういったことであつたかと思ひます。

また、全教員のうち4分の1から3分の1が、日本国の免許法に基づく教員免許を持った、そうしたネイティブの外国人教員が配置を想定されていたと。

また、③ですけれども、民間法人の運営ノウハウ、今回はYMCA大阪でございますけれども、そういった海外のネットワークなどを活用していくということや、また、大阪市、今となると府ですけれども、先生をこの学校に派遣することで、そういったネイティブのハイレベルの先生たちを含めて、一緒に教えることによって、そのノウハウを他の公立学校にも還元する、そういったことを目指されていたということでございます。

現在の状況は右側でございます。外国人の教員はこのとおり合計20名ということで、かなり多く配置されております。日本の教員免許を有する外国人の先生の割合は21.1%とい

うことです。また、副校長や学年主任など、公立の学校だと外国人の先生を配置することが難しい職種にも配置がされておりますし、また、給与の優遇措置も実施されていると伺っております。

海外大学の進学実績は御覧のとおりでございます。

なお、大阪市から教員を派遣するという予定だったと聞いていますけれども、現状、大阪府あるいは市からの教員派遣は、当学校に関しては現状、行われていないという状況でございます。

それから、左下の部分、教育課程の特徴で、先ほど申し上げましたIBということで、これは英語でのプログラムがかなり多くなりますので、日本の理科とか数学も含めて、選択的に英語での授業を行う、そういったことが行われております。また、高校段階では、特に卒業時には、全員が英検準1級、CEFRのB2レベルの取得を目指すとされておりました。

右側のほうが現在の英語力の現状を書かせていただいております。今後、A2レベルにつきましては高1、高2と、ほぼ全員達しているという状況のようでございますが、今後、学校としては、B1レベル以上の生徒の割合を増やしたいということでございます。

続きまして、5ページ目、これはもう一校でございます愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科について御説明申し上げますが、その前に、専攻科とは何かということがあまり知られていないかと思っておりますので、専攻科の説明をさせていただきます。

専攻科というのは、高校に置かれるものでございますけれども、入学資格がございますように、高校に置かれているのですが、基本、高校3年生を卒業した人が入るところでございます。今、全国にはそれほど数はないのですが、大体1万人ぐらいの生徒が学んでおります。多いのは看護科でございます。この愛知と同じ工業科につきましては、ちょっと古い数字、平成30年の数字で恐縮ですが、全国で20校程度あるという状況でございます。

この専攻科につきましては、近年、制度改正を行いまして、専攻科でも一定の要件を満たした場合は、大学3年生に編入ができると。つまり、高等教育にほぼ相当するものと、高校という名前でありますけれども、そのような扱いになっております。

専攻科でどんなことやっているか、下に書いてありますけれども、一番多い看護科ですと、これによって高校3年間で取得できない看護師国家試験を受けられるようになったり、工業科におきましては、技能士（二級）、二級建築士、二級自動車整備士などが可能になるということでございます。

続きまして、6ページ目、この総合工科高校の専攻科でございますけれども、2016年4月に開校しまして、2017年度に公設民営化しました。学校法人名城大学が指定管理を受けておまして、指定期間は5年間、ちょうどこの4月に指定の更新が行われまして、再び名城大学が受けることになったということで、2027年3月までは2期目、名城大学が運営してございます。

学科の構成は以下のとおりでございますけれども、2学年でして、1学年40人の定員と

なっております。

時間もなくなってきましたので早く申し上げますが、開設目的といたしましては、ここにごきますように、愛知でございますので、次世代自動車や航空宇宙など、産業現場のリーダーとなる知識等を持ちながら、即戦力で実践的な高度な技能・技術を習得した人材の育成をするということで、愛知県の産業振興につなげるということでございます。

その下の部分でございますけれども、他の専攻科もこういうことを積極的にやっていますが、企業での実習と学校での座学を並行的に実施する、特にここにおきましては20社以上の企業・機関と協力体制を持って、60名以上の実務家教員、これは常勤・非常勤を含めて入っているということでございます。

進路でございますけれども、多くの方は企業に就職しておりますけれども、うち4名は大学に進学してございます。

下にごきますように、色々な技能検定とか技能五輪への出場、それから、例えば鳥人間コンテストへの出場とか、色々な活動をされております。

次の7ページのところに、今申し上げました実績を載せさせていただきましたが、ここは割愛させていただきます。

最後に8ページ目、公設民営学校制度の全国展開に対する考え方でございますけれども、上には、今申し上げました指定管理の状況を書かせていただきました。

本制度の全国展開に係る検討に当たっては、まず、目的である産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の輩出に資するものになっているか、この評価・検証を行うことが必要であると考えております。

1校目で御説明申し上げました水都国際につきましては、併設型中高一貫コースとして、2019年4月に開校しまして、現時点では、これは6年制の教育、中高一貫ですので、それが原則ですので、現時点では、まだその教育プログラムを構築途上のものであると考えております。これは学校側もそのような認識でおります。

したがって、全国展開に係る検討を行うのに当たりましては、この水都国際に入学した生徒の卒業後の状況、特に、併設型中高一貫校の効果として、少なくとも、現在の高校一年生、4年前に中学一年生の子たちですね。その子たちの進路状況や学校運営の状況などを踏まえて行うことが適当であると考えております。

加えて、本制度が、この特区制度の目的に資するものになっているかどうか、全国展開することが適当かどうか、この2校のみの実績で評価することはなかなか難しいのではないかと考えております。

とりわけ、愛知県の活用事例は専攻科の公設民営でございます。今ほど申し上げましたように、専攻科というのは普通の高校とは大分違います。高校を卒業してそもそも入るところでございますし、資格の取得や専門教育を目的としていて、さらには、最近、大学にも編入できますので、かなり高等教育に近いような位置づけになっております。

そういった意味で、この事例をもって、一般的な15歳から18歳の生徒さんが通う学校の

公設民営化の全国展開の可否を判断する材料としては十分ではないのではないかと考えております。

今後、文部科学省といたしましては、より多くの活用実績を踏まえながら、現行の仕組みを全国展開したとしても、教育現場に必要な継続性、安定性、これが十分に保たれるかなどの視点から評価を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、現段階での全国展開は無理だというお話なのですが、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 中川です。

今の文部科学省の議論を聞いている限りにおいて、かなり素晴らしい教育が行われている、それなりの実績が上がっているというような印象を持っております。

最初にこの制度が導入された経緯を少し調べてもらったのですが、例えば公権力の行使が適切になされるのかとか、そもそも使われるのかとか、そういう懸念事項を文部科学省から示していただいているということをお伺いしております。少なくとも使用実績はあって、さらには適切な公権力の行使が、例えば教育委員会の一定の関与の下に行われていないというような御報告は多分いただいているかと思うので、おそらく国家戦略特区の実績としては問題なくその2校が実施されているというのが、今回の御報告かなと私は受け止めたのです。

そういう意味では、規制緩和をして、大きな問題なく行われているという実績を尊重すれば、少なくとも愛知県の専攻科については既に第1期が終わっているわけですから、こういったものについては、きちんと評価ができて、問題なく行われているから、そもそも全国展開ができるという考え方もできるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

さらには6年というプログラムは終わっていないけれども、今お聞きしている限り、途中段階でかなり素晴らしい教育が行われているというような御報告もありますので、終わっていないからということだけをもって全国展開の門前払いをするというのは、ちょっと堅過ぎるのではないかなという気がしたのですが、それについても御意見をお伺いできればと思います。

○八田座長 それでは、文部科学省、お願いします。

○田中参事官 文部科学省、田中でございます。

中川委員、御指摘ありがとうございます。

まず、先ほどおっしゃられましたように、両校成果を上げて、実は色々課題はないわけではないと思っておりますが、先ほど御指摘いただいたような公権力の行使で何か重大な問題が生じているとか、そういうことではないと思っております。私ども、この2校、子ども

たちが、専攻科のほうは、もう成人ですけれども、学んでいる以上、弊害などというものはなく、生徒たちの目標が実現できて、先生たちの努力、これがしっかり実を結ぶ、そういった教育を是非実現していただきたいと思っていますし、2校とも、私もお邪魔させていただきましたけれども、その点一生懸命やっていたらっしゃるかなと思っています。

一方で、愛知の専攻科は特に、今御指摘いただきましたように、専攻科は2年のプログラムですので、もう卒業生も何期か出ているというのは、実際、御指摘のとおりでございます。一方で、これで全国展開ということに関して言いますと、繰り返しになりますが、高校一般の全国展開ということと言いますと、専攻科はかなり特殊な制度でありまして、普通の高校にそのまま適用できるものではないというところがありまして、これをもって普通の全国の高校に展開するというのは、これだけで評価するというのは難しいかなと思っています。

あと、愛知県も、御指摘のとおり指定管理の期間が一巡り、2期目に入ったところでございます。これから愛知県のほうとも意見交換をさせていただいて、私ども一応見させていただいておりますけれども、その辺は愛知県のほうの御意見も、もう少ししっかり聞く必要があるかと思っています。

また、水都国際につきましては、非常に頑張っているとは思いますが、成果も徐々に上がりつつあると思いますが、まだ目標としているところにはおそらく及んでいない、それは水都国際がダメだからとかそういうことではなくて、まだ構築途上というところが大きいかなと思っています。

それから、弊害の考え方でございますけれども、確かに今までのところ、学校の御尽力によって、目に見えて、私どもも生じてほしくない弊害というものはないのではないかと評価しておりますけれども、この制度に内在するリスクというのは正直あると思っております。だからこそ特区で認められているわけでございますが、それは先ほど申し上げましたような継続性、安定性というところでございます。ここは、この特区で2地域ともしっかりやっているということがあるのでございますけれども、これが全国に広がったときに、十分しっかり質のある、質の担保された学校法人等が受けてくれるのかどうか、また、途中で変えざるを得ないとか、そういうことになったときに学校現場が混乱する可能性というのは否定できないと思っております。そういったところは、例えば、私ども、中央教育審議会というところがございまして、そういったところも含めてしっかり見極めていく必要があるかなと考えているところでございます。

○八田座長 中川委員、よろしいですか。

○中川委員 教育現場に必要な継続性、安定性が十分保たれているかどうかについて、まだ懸念があるというおっしゃりようだったと思うのですが、それについては、どのように検証をするのかということが必ずしも明らかになっていなくて、国家戦略特区の成果が出たとしても、もしも今のようなおっしゃりようをされるのであれば、永遠に認められないというようなお話にも多分なると思うのです。

それだと堂々巡りに多分なると思いますので、今の時点で、少なくとも専攻科についてはきちんと一つの期間を終えているし、水都についても、プログラムの途中ではあるけれども、立派な教育をしているということは、文部科学省としても評価をしていただいたほうがいいのではないか。評価をするというよりは、考えていただいたほうがいいのではないか。

少なくとも国家戦略特区の所管省庁と言いますか、所管側としては、区域会議などで、このプロジェクトと言いますか規制緩和については、きちんと動いているという評価を、制度所管側としてはしているわけですから、それは少し重く受け止めていただいたほうがいいのではないかなと思います。

○八田座長 文部科学省、お願いします。

○田中参事官 御指摘、ありがとうございます。

いたずらに議論を延ばすということではもちろん政府全体としてないのだろうと思っております。国家戦略特区基本方針、令和2年10月に一部変更で閣議決定されたこと承知しておりまして、その中でも、特例措置の活動から一定期間が経過し、特段の弊害ない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるとされていますので、おそらくこういった御認識の下に御指摘いただいていることと思います。

私どもとしては、この水都国際につきましては、一定期間というのが、プログラム構築途上ということで、まだ経過していないのではないかと。特に、あと2年以上、これは学校の校長先生に、いつ頃学校は完成するのですかと聞きますと、2年でもまだ完成しない、正直色々な意味で、ここでは公開の会議なので具体的に申し上げませんが、課題も色々細かいところがあり、頑張っていますけれども、そういったことを克服して、学校として完成するのは、もう4～5年かかるのではないかとということもおっしゃっていましたが、そこまでは言わないまでも、我々、やはり6年間のプログラムというのが過ぎるまでは、この閣議決定でも言うところの一定期間というところはなかなか言いにくいのかなと思っております。

その点で言いますと、愛知総合工科高校専攻科は、おっしゃるように卒業生が何人か出て、2期目に入りましたので、そこは愛知県により実情を詳しくお伺いする必要があるかなと思っているところでございます。

また、いつまでも弊害があるかもしれないと言ったらできないじゃないかというのは、御指摘のとおりかと思えます。私どもが懸念している、安定性、継続性というのを、よろしければ具体的にここで少し説明させていただきたいと思えます。長くなって申し訳ありません。

抽象的な言葉で、安定性、継続性と申し上げましたけれども、どうしても指定管理と類似した制度であるということから、当然一定期間、これは100年やっていいとかそういう話にはなかなかならないかと思えます。そうしますと、どこかの期間で、仮にうまく運営していたとしても、次に別の法人がある日取るということもあり得ますし、あるいは法人等

おります。統廃合は地域の大きな課題になっておりまして、ただ、統廃合というのは、住民の理解も得た上で計画的にやりますので、あるとき、突然指定管理が変わったので先生総入れ替えですということにはなりません。学校統廃合は、生徒、保護者、地域の理解を得ながら相当時間をかけて丁寧にやっていますので、あるとき突然、先生が全員入れ替わりましたということは、この公設民営のようなことはなり得ないと考えております。

また、私立学校につきましても、確かに今後、少子化の中で学校がなくなっていく、経営が立ち行かなくなるところもあるかもしれません。これに関しましても、御案内のとおり、私立学校法というのは、通常の民法法人制度に比べて、財産の面とか継続性、安定性の面をかなり重視した制度になっておりまして、それによって多少経営的に厳しくても、すぐには潰れない、そのような制度設計になっております。

これに関しましても、あるとき突然潰れるということではなくて、もしどうしてもその私立学校がやっていけないのであれば、ある程度、何年かの期間をかけて、段々別な学校に移していくとか、そういった配慮。あるいは、通常あれば募集停止というのをしまして、この学校は閉じますと。だから、来年からは入学者はおりません。今いる生徒が卒業したら学校を閉じる、こういうやり方をすることが通常でございます。一方で、公設民営は、ある突然教員が全員変わるということが起こり得るので、そこは私立・公立とは違うのかなと考えております。

また、どこが基準なのだということと言いますと、私ども、どうしてもこのリスクは消えないと思っております。ただ、そのリスクを上回るベネフィットというか、利益があるかどうかということが一つの判断材料かと思っております。そういう点と言いますと、先ほど申し上げましたとおり、2校とも頑張っていると思えますけれども、それが、例えば国際教育に関して言いましても、かつては私学が中心でしたが、今は公設公営の公立高校でもIB校が9校できておりますし、公設公営の学校でも、海外大学への進学なども増えておりますので、それぞれ2校とも大変頑張っていると思えますけれども、この公設民営という手法、リスクを取ってもやらなければ実現できないのかということ、そこは、まだそういう段階には達していないのではないかと。

言い換えますと、ここで出た成果というのが、公設公営ではとてもできない、まさに特区の人材育成の目的、本当に卓越した教育が行われるということであれば、そのリスクとの比較衡量の中でベネフィットが大きいということで全国展開を考える、そういったことはあるのではないかと考えているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

他に御意見はございませんでしょうか。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合委員 御説明、ありがとうございます。

そうしましたら、まず私のほうから伺いたいのは、今後の全国展開に向けて課題となる点として、先ほど安定性、継続性とおっしゃっていただいたかと思っています。確認する

べきものとしては、これらの点であるということによろしいのでしょうか。他にあるのであれば教えていただければと思います。

○八田座長 文部科学省、お願いします。

○田中参事官 文部科学省、田中でございます。

御指摘、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、大本になるのはまさに安定性、継続性でして、それに伴って細かい論点というのはあると思いますけれども、そこが根本であると思っております。

もう一つは、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、どうしてもリスクというのはおそらくゼロにはなりませんので、そうしたときに、この公設民営ではないとできないだけの成果、外国人教諭を任用したことによって、より公設公営ではできないような卓越した人材育成ができていますのかどうか。

例えば専攻科につきましても、公設民営をやったことによって、通常の高校ではできないような民間との連携ができていますのかどうか、そういったところも見ていく必要があると考えていまして、その意味でも、水都国際はまだプログラム途上でございます。今の成果が不十分だと申し上げるつもりはございませんけれども、一方で途上であって、まだ目標の値には達成していないことは、大阪の目標の値には達成していないことは、多分そうだと思います。それはダメだからというか、途上だということが大きいと思っております。そこをしっかりと見ていく必要があると考えております。

○落合委員 ありがとうございます。

安定性、継続性のところは分かりました。ただ、もう一方のリスクとベネフィットの話については、特区の基本方針を先ほど挙げていただいたかと思いますが、弊害の有無で決めていくということだと認識しています。そこはフレームワークが異なるのではないかと考えております。リスクかどうかというのは、どのようなことを行うにしてもリスク自体はあってリスクの排除はできず、かつ、意味があるかどうかを考えてそもそもの制度自体を作っており、リスクはある程度考慮した上で、そもそも特区の中では措置しているのだと思います。そういった意味では、やはり安定性、継続性ということが今後の議論の中では重要なのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○田中参事官 文部科学省、田中でございます。

御指摘のとおり、安定性、継続性は大変大事であると思えますし、そこをしっかりと見ていく必要がある。それに関しては、今までのところでは、私はそういうリスクが是非この2校で生じてほしくないということが大前提ですけれども、そのように考えます。

それも、そういうリスクを承知の上でこの特区を制度化したので、全国展開しますと、もちろんやり方にもよるのでしょうけれども、その辺が、言い方は難しいですけれども、野放しというか、リスクがもっと広がることは間違いのないと思いますので、そこを私ども文部科学省、教育を預かる立場として、子どもたちに学校現場で大混乱を与えてしまうような、その可能性を広げることは慎重に考えたいというところがございます。

それから、その成果のところは、私も閣議決定の文書を承知しておりますけれども、私の解釈が間違っていたら大変恐縮でございますが「特段の弊害のない特区の成果については」と書いていますので、やはりその「成果」の部分というのを見る必要があるのかなど、教育制度を所管する文部科学省としては捉えているところでございます。

○八田座長 かなり時間が押してきましたので、質問がございましたら、なるべく短くお願いしたいと思います。

○落合委員 では、最後に一つだけです。安定性、継続性のようところが特に重要だという、そこは少なくとも一つの柱であることは間違いのないのだと思います。しかし、そういったものは、事業者の認可だったり、他の業態でも常に出てくる論点だと思っております。そういう場合にどうしているかという、譲渡の可能性があるから一切認可しないということではなくて、例えば、それは何らかの形で経営者が変更になったり、もしくは、事業計画を大きく変更するようときに、適切に認可や認証を行うことにしていると考えております。もしくは、監督等を所管官庁であったり、官庁から授権されている場合には授権先がということだと思いますが、しっかり監督権限を行使することによって対応すれば足りるのではないのでしょうか。むしろそれは既に行われていることでもあると思います。

特区での結果を踏まえて検討するべきところがあれば、そういった視点で、制度的に措置して、実質的な意味で対応がされるようにして全国展開を行っていくことを考えていただければいいのではないのでしょうか。リスクがゼロになるのを確認するというよりかは、一般的にはそういう方法で実施されていると思いますので、是非そういった点を御検討いただければと思っております。

○八田座長 それでは、時間が過ぎましたので、私も落合委員が今言われたのと全く同じ意見です。

議論を整理しますと、少なくとも、愛知のような専攻科については、一応卒業生も出ているわけですから、これは百歩譲ってそこは全国展開を直ちにすべきだろうと思います。

それから、今度、大阪のほうも、基本的にあと2年だか3年だか待つ理由は全くないと思います。先ほどおっしゃった継続性ということは、元々特区で認めたときに、こういうことあることは分かり切っていることで、2年待てばそれが解決するなどというはずはないのですよね。

むしろそこに対する対策としては、例えば、事前にきちんとこういうリスクがあるということを使うとか、それから、落合委員が言われたような対策も講じられるべきだと思いますが、実際問題として、先生が総替えしてもどうということはないのです。別の学校に行くのと同じことです。それよりも、こういう外国人の先生をどんどん入れるという試みが積極的に行われているということが大成果で、それを、先ほどベネフィットとコストを比べなくてはいけないとおっしゃったけれども、まさにそういうベネフィットのためにリスクを取ろうというのがこの特区で始めた制度ですから、これは是非とも、これまでの

成果に基づいて、大阪のほうの、専攻科以外のところも、直ちに全国展開をやっていただきたいと思います。2年待つことと継続性云々ということの理由の整合性が全くないと思います。

それで、次の会議がございまして、是非そのような観点は、私、今、一応代表して言いましたけれども、他の方も大体そういう考えだと思いますので、是非そういう観点から御検討いただきたいと思います。

○田中参事官 一言だけよろしいでしょうか。

○八田座長 文部科学省、どうぞ。

○田中参事官 御指摘、ありがとうございます。

私どもは、今、座長から御指摘ございましたけれども、特に学校において先生が全員変わるというのは大きなリスクあると思っています。

○八田座長 新しい学校に行くのと同じことですよ。転校などはいくらでもあるじゃないですか。

○田中参事官 それは自分の意思で行くのであって、ある日突然変わってしまうのは大きなリスクですし、そこはスポーツクラブの体育館のスタッフが全員変わるというのとは全然意味合いが違うと。

○八田座長 だから、そういうリスクはありますよということを最初に言って、そこに入ったのなら、自分で選んだことと同じことでしょう。最初にこういうリスクがありますよということをきちんと伝え、そして、かつ、経営状態についても情報を提示した上でやったのは、これ自分で選んだと同じことですよ。

そういうことで、是非御検討をお願いしたいと思います。

○黒田参事官 よろしいでしょうか。

それでは、今回の特区ワーキングヒアリングを終了したいと思います。文部科学省、どうもありがとうございました。

○八田座長 ありがとうございます。

○田中参事官 どうもありがとうございました。